

岡山県立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、岡山県立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、岡山県立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図る。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）が購入する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーが、「岡山県広告取扱要綱」第4条第2項及び「岡山県広告取扱基準」第3各号に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「岡山県広告取扱要綱」第4条及び「岡山県広告取扱基準」第4各号に該当するものは、対象としない。

(広告掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、原則として図書館が掲出を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(広告主の申込)

第6条 広告主の募集は、岡山県立図書館長（以下「館長」という。）が別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第7条 広告主は、図書館が選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正・削除等が必要な場合は、広告主に依頼することができるものとする。

- 2 広告主は、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議するものとする。
- 3 広告主は、正当な理由がない場合は、図書館が指示する広告の内容に修正・削除等に応じなければならない。

(審査会)

第8条 前条の審査を行うため、岡山県立図書館雑誌スポンサー・広報審査会（以下「審査会」という。）を設置することとし、その事務局を総務・メディア課に置く。

- 1 審査会の委員長は館長を、委員は副館長、総括参事、課長、そのほか館長が必要と認める職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副館長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めた時は、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、委員長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

(広告掲載の責務)

第10条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。